

明治・大正・昭和前期の経済社会の変遷と商法典：
戦争と日本資本主義と商法典 (特集 商法100年：
II立法)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/19613

明治・大正・昭和前期の経済社会の変遷と商法典

——戦争と日本資本主義と商法典

浅木慎一

一 日露戦役後の経済界と

商法学界

——明治四四年改正

國産商法典を誕生させた先達の素朴な喜びの表現の中に、彼らの矜持と自信とが垣間見られる。法典調査委員の一人として商法典制定に關与した岸本辰雄は、わが國が國産会社法を手にしたことを以下のように述べている。わが会社法は「備サニ改良ヲ得テ頗ル完備ヲ極メ文明諸國ノ法律ニ比シテ寧ロ駕シテ軼スルモノ」あり。「我邦ノ会社ハ此ノ如ク完美ナル法律ニ依リ支配シ監督サレツツアリ……何ゾ其ノ多幸ナルヤ」。

明治四四年商法改正は、右の新商法施行後約一〇年を経て浮上した。今日では、その改正の意義は、一般に以下のように評価されている。すなわち、規定の不備・欠陥および解釈上の疑義に対処するため、ならびに、日露戦役後の泡沫会社の乱立に対処するために、應急的になされた改正であった。

確かに、日露戦役後、明治三九年を中心し、南滿洲鐵道株式会社の設定を契機とする株式投機熱と相まって、ミニ・パブルとも形容すべき企業勃興熱が存在した。ただ、この時期の企業勃興は、日露戦役後の無秩序な泡沫会社現象とは、質的にやや異なっている。明治四〇年六月、当時の東京商業會議所会頭中野武吉が公表した意見の一端を掲げておこう。

其方法又確實なる手段に出で、之を救期に分ち其第一期に於て多少の利益を見たる後に於て、更に第二期、第三期と曲を追ひ完成せんことを期し、生資の方法に於ても先づ四分の一の払込に止め、残部は之を事業進行の他日に譲れり。されば呼称する所は十數億の巨額に上ると雖も、事業差当り資金を要するは其四分の一に過ぎず。而して其事業の性質たる資金を固定せしむること少なきのみか、其材料は之を内地に求むべく、釐令外國に仰ぐべき分と雖も、前日（注・日清戦役後の企業勃興期）の資金の過半を掌ぐるが如く、甚だしきに至らず。然も此事業の擴張は勿論前事業に於ても、長年月を待たずして、利益を掌ぐるべきものもく……我經濟界自体に於て強夫を加へたるのみならず、四圍の状況斯の如く前日と其趣きを異にしたれば、株式の下落、人氣の沈寂も、唯一時の神經作用に止まりて日ならず恢復すべきものと信じたり。

數次の恐慌の克服が企業社会・企業家の自信を生み、日清戦役後に比較すれば、かなり堅実かつ健全な經濟活動が営まれたことが示されている。事実、明治三九年は、帝國ホテル・麒麟麥酒・東京火災海上保險などの各株式会社をはじめ、わが國の經濟の中核を担う企業が多く設立された年であった。企業勃興に玉石混浴を生じることが免れ難いことであろうが、この時期の「玉」の部分はきわめて健全であった。一方で「石」の部分に眼を転じれば、投機熱に乗じて不都合きわまる高利貸狙いが跋扈し、これらの者を指して、「実業家」に対する「虚業家」という新語が作られたほどであったから、泡沫会社現象を完全に過去のものとして片づけることは未だできなかったようである。泡沫会社の頻出に対して、商法典がその欠陥を露呈していたこともまた、無視しえない事実であった。

右に加えて、会社の私物化・蝸配当・權利性で私腹を肥やす等、無責任な経営者が数多く出現した。この時期、財界の

大御所として成熟期を迎えていた渋沢栄一は、彼ら経営者に次りような戒めの弁を述べている。「いやしくも株主から選ばれて会社経営の局に当る者は、名譽も官産もことごとく多数から自分に囑託されたものという覚悟がなくてはならぬ。さうしてこれに自分の財産以上の注意を払わなければならないことはもちろんであるけれども、又一方において重役は常に会社の財産は他人の物であるということとを念頭におかなくてはならぬ。一朝自分が株主から信用を失つた場合には、何時でもその会社を去らなければならぬ」という覚悟が必要である。このような彼の経営理念は、今日における企業の社会的責任観念の前段階的思想であつたと評価されている。平成の破綻金融機関の経営者の耳に、明治の澁沢の戒めはどう聞こえるであろう。

施行直後の商法典の解釈や適用を巡っては、朝野の法曹は相当の苦心を強いられたようである。学界においては、立法に関与した梅誦次郎、岡野敬次郎、富谷銚太郎らが、さまざまに解説稿・質疑応答稿・連稿・論文等を相次いで公表し、疑義の解消に努め、今後の改正に向けての提言を試みるなど、播磨期の商法解釈学の発展の牽引的役割りを果たした。興味深いのは、かつての法典論争において英法学派の中心のひとりであった岡野敬次郎が、たとえば民法法学派の牙城であった和民法律学校法政大学の法学志林誌上

に論稿を寄せるなど、この頃には、法典論争がすっかり過去のものになつたという事実がうかがえる点であろう。

明治三〇年代後半になると、商法学界には次代を担う若手の実力者が続々とデビューする。とりわけ若き松本憲治の登場の鮮烈きとその存在感は圧倒的である。「一國の成法は偶々自家独断の解釈に適合せざるの故を以て直に之を以て杜撰なり孟浪なり」と罵倒することを許さず、余は司直の最高府たる大審院及び一世の法律思想を尊重指尊すべき法学者が何を苦みて立法者を陥摺して常識を無視し法理に背反し而も矛盾失衡の法規を制定したる物と為すか其理由を知るに感ふ者なり」。株式会社とその取締役との関係についての明文の規定を欠いていた当時の商法において、両者は契約による委任関係であると説く松本の論稿の一部である。二〇代半ばにして、このような自由に満ちた弁論をなしうる商法学者を、明治以降の歴史の中に、どれほど見出すことができるであろう。

紙幅の関係上、播磨期の商法学界の学説の展開につき詳細かつ十分な叙述をなすことはできない。これについては、拙稿「明治四四年会社法改正の歴史的展開・第一部」神戸学院法学二八巻一号を参照されたい。本節の各文献の引用箇所についても同様である。

ともかくも、商法学の進歩と経済上の経験とに基づいて、明治四四年改正で

は、発起人・取締役・監査役・業務執行社員等の民事責任が明確化・強化されるとともに、これらの者に対する刑事制裁が規定され、数人の取締役または代表社員に共同代表に関する規定が設けられ、会社の組織変更がより広く認められ、会社設立無効の訴に関する手続規定が設けられる等、応急的なものであつたとは言え、重要な改正が少なからずなされていく。

二 第一次大戦をはさむ資本主義の成長と商法典

——昭和十三年改正

昭和十三年の商法改正なかんずく会社法改正は、大きく二つの側面から眺めることができる。第一は、当時の先進資本主義諸国に生じた会社法改正のうねりの一端としての側面であり、第二は、大正期から昭和初期にかけてのわが国固有の経済社会構造の激変への対処という側面である。

第一次世界大戦後、欧州諸国を中心に生じた世界的な会社法改正気運を一言で示すならば、一九世紀以降第一次大戦に至るまでの間に高潮の最頂点に達した個人主義的資本主義を、ある程度において制限しようとする動きであつたと言える。

わが国独自の事情は、以下のようなものである。

のである。第一次大戦は、わが国の経済界にとつて言わば強力なカンフル剤となつた戦争であつた。戦争景況によつて、わが国の企業は巨大な利潤をあげるとともに、従来最大の弱点であつた財政資金の脆弱さを短期間に一掃することに成功した。軍事的貢献を最小限にとどめ、対して経済的利益を最大限に享受するという、第二次大戦後および半世紀続いたわが国の経済成長のひな型を、この時期に見出すことができる（もつとも当時は、日英同盟に基づき、聯合艦隊の一部を地中海に派遣したり青島攻略を果たす等、国際社会で発言力を維持するため実効のある軍事的貢献を果たしたのではあるが）。戦後も、海外の熱狂度をはるかに上回る激甚な好況が続いた。しかし、大正九年には、後に「大反動」と形容される戦後景気の急崩壊を招く。景気の崩壊は、それまで好況の陰にあつて見えなかつた経済構造の矛盾を一気に露呈させた。会社役員による経営混乱、粉飾決算による損失の内包、株主による利己的高配当の要求、総会屋の出現など、短期間に解決が困難な問題が一気に顕在化したのである。これに追い撃ちをかけたのが不良債権の累増によつて生じた昭和二年の金融恐慌であつた。政府が有効な対策を打出すことのないまま、昭和四年には世界恐慌の荒波に飲まれ、わが国の経済は、昭和六年の滿洲事変を契機に、大陸

開墾の需要に活路を求めざるをえなくな

るのである。かかる経済構造の激変に對し、経済界の需要を満たすべく浮上したのが、商法改正という手段だったのである。

わが国の経済が飛躍的に發展したことによって、多くの企業が巨大化し、一方で中小企業の着実な増加もあって、会社規模の分極化が進んでいた。第一次大戦中・戦後の好況は大衆の株式投資熱を産み、株式が分散し、企業の所有と経営・支配の分離現象が顕著となっていた。金融恐慌を契機とする企業の整理・淘汰の過程で、企業の系列化が進み、大財閥が形成された。昭和一三年改正は、このような事態の下で行われた。

この改正の特徴のひとつは、東京商工会議所をはじめ、実務界の果たす役割が一層重要さを増した点である。商法改正の具体的な動きは、昭和四年に東京商工会議所が商中関係法規改正準備委員会を設置して、独自に商法改正の研究に着手したことに始まる。この改正は、当初、民間が主導・主唱する形で開始されたものであったと言っても過言ではない。

会社法改正史を語るうえで、昭和初期の学界の成果として言及すべきは、田中耕太郎の会社法研究の方法論に対する提言である。田中は、法律制度の無力・不完全および社会生活と法律規定との間の間隔が、株式会社法の範圍において最も顕著であると指摘し、この認識に立つ

て、株式会社法の研究にあっては社会生活の現実ことに法律実在を眼中におかなければならないとした。そして「生ける株式会社法」の研究、すなわち単なる法条の解釈または伝統的な概念の体系の研究を超えた「法律の事実的方面の探求」ともなすべきであると説いた。会社法と向き合うこのような姿勢は、その後の彼の系譜に連なる会社法研究者に受け継がれて行くのである。

昭和四年、田中耕一内閣の下で、法制審議会官制が公布・施行された。これによって、わが国の主要な法律制度の調査審議を、政府の諮問に応じて法制審議会が建議するという体制が整った（厳密には、当時の法制審議会は、第二次大戦後は、当時の法制審議会の原型であったと言ふべきであろう）。発足したばかりの法制審議会が最初に採り上げたのが、商法改正問題であった。法制審議会にあって、主として商法改正要綱案の起草の由にあつたのは、円熟期を迎えていた松本蒸治であった。

商法改正要綱は、昭和六年に成案を得て法制審議会において可決承され、公表された。全二〇六項目から成るものであったが、第一編附則に関して二二項目、第二編附則に関して一八四項目があらわれていた。加えてこの時期、いわゆるジュネーブ手形法統一条約、同小切手法統一条約に関する検討も如上にはなされてきたから、商法典の主要部分が一氣

に改正されようとしていたのである。

改正要綱をめぐる学界の議論の中核を担ったのは、大隅健一郎、西原寛一、高窪喜八郎らをはじめとする、当時の氣鋭の商法学者であった。とくに西原は、株主總會中心主義を基軸とする会社立法の限界を示唆していた。

政府は、法制審議会が答申した改正要綱を法律案として起草すべく、司法省内に商法改正調査委員会を設けた。委員会の副委員長は、原嘉道・松本蒸治・岩田宙造・池田寅二郎・大森清太であった。これに田中耕太郎が加わって起草作業が行われた。また若き鈴木竹雄も陪席して参画した。法律案は、昭和一〇年末に立案作業を終え、帝國議會に提出されたが、当時の不安定な政治情勢のゆえに、なかなか成立に至らず、昭和一〇年案が一部修正されて昭和一二年年案として再び提出されるといった道程を経た。法律案は、ほぼ昭和六年の改正要綱を基調としたものであり、周知のように、株主總會中心主義を維持したのみならず、總會の権限を拡大することによって、取締役の民中・刑中責任を強化するという方向を打ち出したものであった。一方で英米法の諸制度からも有力な示唆を受け、会社全議の方法の多様化が図られた。計算規定の改善や、整理・特別清算等の制度も採用された。加えて、有限責任社員のみからなる比較的簡易な会社制度の導入という構想

を受けて、欧州の有限責任会社法を範とする有限会社法案も立案され、商法典の實質的な一部として、商法改正案とともに、昭和一三年一月の第七三回帝國議會に提出された。

商法改正案および有限会社法案は、第七三回帝國議會において無事可決され、改正商法は、昭和一三年法律第七二号として、有限会社法は同法律第七四号として公布され、ともに昭和一五年一月一日から施行されたのである。

三 第二次大戦参戦前夜に おける昭和一三年改正 会社法の総合評価

——わが資本主義制度の發展と
戦時経済体制への移行

改正商法施行当時、すでに多くの特殊会社法、特殊事業法が制定され、國家總動員法（昭和一三年法律第五五号）、会社利益配当及資金融通令（昭和一四年勅令第一七九号）、臨時資金調整法（昭和一二年法律第八六号）等の各種統制法令が氾濫していた。しかし、商法学者達の多くは、一般法としての商法に関してその自由主義的な立場を崩すことはなかった。たとえば石井照久は、統制法令の氾濫という現実を直視しつつも、特別法による商法の変更はきわめて例外的でなければならぬと説いている。

このような時局の中で、改正後ほどな

して公表されたいくつかの論稿が、昭和三年商法、性格の経済的評価を試みてゐる。

大橋光輝によれば、昭和一三年改正商法は、従来の資本主義的民主主義的思想を一層発展させたものであり、改正手段のひとつとして諸国の法制の研究を世界的ならしめたものであると断じている。

改正法の根本思想・指導精神は純資本主義的であり、自由競争の基礎に立つた法制安定期のみ与えられる法律であるとしている。当時のわが国と政治的・軍事的緊張が高まっていた英米の諸制度が立法に有力な資料を提供し、逆に政治的・軍事的に蜜月関係にあつた全伴主義諸国の新たな会社法に見られる諸問題に考慮が払われていない点については、純資本主義的立場をとるわが商法の発展的手段として必然的なことであつたと述べている。以上のような姿勢で立法されたもの

が、改正法は現時の経済情勢にと、て不十分であるというのが、大橋の特論である。資本主義的立場から観た場合、現代企業は複合企業たる点に特徴があるが、すでに会社法典に収めるに堪が熟していると思はれるカルテル、トラスト、コンツェルン関係について新法は何ら規定していないと指摘したうえで、大橋は、新法について「資本主義の立場においても一〇年遅れている」と小括しているのである。

三 藤正正は、わが国の過去の資本主義経

済の発展とその質的变化を背景に、今回の商法改正の基礎となつた経済は、産業資本主義から金融資本主義への転化過程におけるそれでもつたのであり、改正法は、かかる経済的変遷を反映したものでなければならなかつたはずであると小括する。そして、金融資本主義化の促進のために会社法典の方法が多様化された点、控下資本の安定化および控下資本回収の容易迅速化に向けて一定の改正成果があつた点などを肯定的に評価している。三藤は、金融資本主義的性格を強める改正法に一定の評価を与えつつも、「現行法上の株式会社の金融資本主義的性格はなおその理念型と称するにほゞど遠い」と述べる。その理由として、改正法は、例えば「董事同席における自己株式、議決権、借借対照表の項目および評価、会社債権者関係等について十分な規定を欠くからである」といふ。

大隅伸一郎も、資本主義経済の大きな基本的構造の變革の結果として、株式会社制度にどのような構造變革がもたらされたのかという視点から、一編の論稿を公表した。この論稿は、昭和二八年の「株式会社法變遷論」という彼の著名な著書に繋がるものであつた。昭和一三年改正法に関連する重要な指摘は、近代における株式会社の内部的構造の變革に関する以下のような指摘であろう。すなわち、「資本主義の発展にともなう株式会社

の大企業化と企業集中により、株式会社

の内部構造は自由株主の共同管理権に試決権の限縮ない喪失と取締役の企業支配権の拡大強化という過程をたどる。加えて、これをもたらした経済的発展は、他面、従来の株主中心的な株式会社に対し、新たな企業中心的な株式会社を資本市場を展開せしめる。そこから、株式会社に結合する各個の株主の利益やその単なる集計を超えた、より高次元の企業の利益という概念を認めることとなる。

かかる企業の利益の昂揚は、企業経営の安定と企業家の断続的な維持発展を最高の指標とするから、会社の経営を株主總會の變動的多数と株式投機者の陰謀から解放することを要求し、また多数株主の横暴に対してだけでなく、少数者ないし個々の株主の放恣に対しても取締役の立場を弁明する根拠を与えることになる。この流れの帰結点は、取締役がもはや株主總會の下位に立つ機関ではなく、自己の権限と責任で会社の業務執行を指導的に指揮する立場に立つこと、株主總會が主として会社の法律的・経済的基礎に關してのみ決議をなしえ、業務執行に關してもはや大きな権限を有さないこと、かかる取締役の権限強化にともないその責任もまた強化されること、監査役の監督機関としての職分が明確化されること等である。大隅は、右のような變革をふまえ、昭和一三年改正を以下のように小括した。「この改正に当たっては、前述の

近代における株式会社の内部構造の變革

に対し倍別の考慮が払われたと認むべき跡を見出しえない。それは依然として従来の民主主義思想に胚胎する機関構造を維持するのみならず、株主總會の権限を擴張することによつて、むしろこれを強化する態度に出ているかさえに見える。」当時の学者がほぼ一致して指摘したように、この当時のわが資本主義体制は、産業資本主義が曲がりなりにも成熟し、金融資本主義への転換期を迎えつつある段階にあつた。したがつて、かかる改正を基礎に立案された昭和一三年改正会社法は、産業資本主義の最終段階における会社法の完成された姿、すなわち株主總會中心主義をとる近代株式会社法としての一応の完成型であつたと評価しうるであらう。繰返し述べるように、この会社法の施行時には、その周辺にすでに多くの統制法令が氾濫していた。とくに第二次大戦中には、会社等臨時措置法（昭和一九九年法律第三号）が会社の便宜のための戦時立法として制定された。いずれにせよ、商法典本体に戦争の影が反映されなかつたことは、これに続く戦後の改正作業にとつては、幸運なことであつたと言えよう。

なお、前節および本節に關する文献等の参照・引用に關しては、北澤正啓先生古稀祝賀論文集『日本会社立法の歴史的展開』（商事法務研究会）第五章を参照されたい。

（あさぎ・しんいち 神戸学院大学教授）